

## 記入例（公債権）

### 事前質問票

都道府県名	A県	市町村名	B市
所属部・課	収税課	氏名	甲野太郎
所属先・ 電話番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	E-mail	×××@×××.j p
債権名称・ 根拠条文等	個人市民税		
事案概要	<p>執行停止（地方税法15条の7）に該当するかどうかの、詳細な判断基準がないことから、担当者によって判断がまちまちとなっている。特に判断に苦慮しているのが「自宅を所有している場合」である。</p> <p>本市の目安として「自己のみ使用の土地・家屋」は所有を認めて執行停止できることとしている。しかしながら、「自己のみ使用の土地・建物」の解釈として、土地・家屋の程度、評価額にかかわらず、自己のみの使用であれば、執行停止を認めてよいのかどうか、あるいは、評価額あるいは売却予定価格などの客観的な目安に基づいて判断すべきか、議論が分かれている。</p> <p>ちなみに、国税庁の取扱基準では「公売による売買代金の残余金によって滞納者が新たな生活の拠点となるべきアパートの賃借に必要な費用等（引越費用及び今後1年間の賃料相当を含む。）を賄うことが可能と見込まれるときは、原則として、滞納処分の執行停止の基準に該当しない。」こととしている。</p>		
相談内容	<p>「自宅を所有している場合」の執行停止の可否について、国税庁の取扱基準に準じて判断すべきかどうか。あるいは、国税庁の基準より緩やかな基準とし、徴収できる見込みのないケースについては積極的に執行停止すべきかどうか。</p>		
添付資料	・平成12年6月30日付け国税庁長官「滞納処分の停止に関する取扱いについて（事務運営指針）」		

## 記入例（私債権）

### 事前質問票

都道府県名	A県	市町村名	B市
所属部・課	福祉管理課	氏名	甲野太郎
所属先・ 電話番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	E-mail	×××@×××. j p
債権名称・ 根拠条文等	生活一時貸付金		
事案概要	<p>本市では、生活費が一時的に不足する人に対する貸付事業を行っています。同事業により貸し付けた案件なのですが、借受人本人が死亡し、保証人が住所不明となっている貸付金があります。</p> <p>当該貸付金の借受人本人、保証人ともに、住民票照会を行いました、「該当なし」との回答を得ています。また、本籍（戸籍の附表）がわからないため、住所地が不明です。貸付台帳に記載されている電話番号に連絡をしたところ、保証人は現在使われていない電話番号であることが判明しました。</p> <p>一方、借受人本人については、親族と電話がつながったため、相続人の有無を口頭で確認したところ、「わからない」との回答でした。</p>		
相談内容	<p>親族から口頭で「相続人の有無は分からない」といわれた場合、取り得る手段、取るべき手段はあるでしょうか。また、この口頭での確認をもって、債権管理条例第13条第6号（債務者が死亡、失踪、所在不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないと認められるときは債権を放棄できる旨の規定）に基づく放棄手続に進んで問題ないでしょうか。また、口頭での確認をもって放棄手続に進めない場合どのような手段を取るべきでしょうか。</p>		
添付資料	<ul style="list-style-type: none"><li>・ B市生活一時貸付金条例</li><li>・ B市債権管理条例</li></ul>		